

西畔7（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

三

縦覧の期間

平成十七年十月二十一日から平成十七年十一月十一日まで

五 縦覧の場所

備前県農林水産事業部

〔六二五〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第一項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があった。

平成十七年十月二十一日

岡山県知事 石井正弘

一 土地改良区の名称
関本土地改良区
就職清算人

勝田郡奈義町関本八三一

住 所

六〇三

二八〇

八九八一

二八六

行方三九八一五

有織有驚水前為季高井茂夫雄之
元田島原季高井敏夫
主卓正一正裕
治弥典慎昇博

八四

六四

一七七

高円七九

平成十七年十月二十一日

岡山県知事 石井正弘

中野常夫

菅三王

中藤嘉道

岡本九十九

荒山祐哉

久富勝巳

福田良一

三宅了

山本善之

山本三五郎

高橋一哲

高橋浅清

三阪国弘

正弘

井

中野常夫

菅三王

中藤嘉道

岡本九十九

荒山祐哉

久富勝巳

福田良一

三宅了

山本善之

山本三五郎

高橋一哲

高橋浅清

三阪国弘

一 聽聞を受ける者

岡山県立岡市下津井田之浦一一一四

岡山県倉敷市玉島黒崎四三八四

岡山県立岡市北木島町七八二〇

岡山県立岡市浅口郡寄島町四二〇四

岡山県立岡市美の浜三二一七三

岡山県倉敷市下津井田之浦一一六一五

岡山県立岡市真鍋島二八二

岡山県倉敷市下津井一一六一九

岡山県立岡市美の浜二二二一

岡山県立岡市真鍋島八九七一

岡山県福山市走島町一五三一四

広島県福山市走島町一五三一四

岡山県福山市走島町四三七一

広島県福山市走島町四三七一

岡山県内山下二一四一六

岡山市内山下二一四一六

岡山県厅九階第三会議室

期日 平成十七年十一月二日午前九時三十分から

場所 岡山市内山下二一四一六

岡山県厅九階第三会議室

〔六二六〕河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定により、二級河川今立川水系河川整備基本方針を平成十七年十月五日に定めた。

その関係図書は、岡山県土木部河川課、岡山県備中県民局建設企画課及び岡山県備中県民局井笠支局地域建設室建設企画課において、一般の縦覧に供する。

平成十七年十月二十一日

河川管理者 岡山県知事 石井正弘

〔六二七〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十八条第三項の規定及び同規則第五十条第三項において準用する同規則第四十八条第三項の規定による聽聞を行う。

〔六二八〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成十七年十月二十一日 岡山県知事 石井正弘

一 申請のあつた年月日

平成十七年十月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

あおぞら会

三 代表者の氏名

佐藤文和

四 主たる事務所の所在地

岡山市伊福町一丁目一〇番二五号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）が、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

〔六二九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、

次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。
 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年十月二十一日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキEX岡山

所在地 岡山市藤田字錦五六〇一二三六ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 ダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

代表者の氏名 代表取締役 山下 雄輔

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 ダイキ株式会社

住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号

代表者の氏名 代表取締役 山下 雄輔

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年六月十四日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一万四千七十五平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

7 駐車場の収容台数 九百三十四台

駐車場の収容台数 百四十四台

荷さばき施設の面積 百六十二平方メートル

廃棄物等の保管施設の容量 九十立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前七時三十分

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後九時三十分

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時十五分から午後九時四十五分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 八箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成十七年十月十三日

三 縦覧の期間及び場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市役所経済局商工観光部地域産業課

平成十七年十月二十一日から平成十八年二月二十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局商工観光部地域産業課

(六〇) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年十月二十一日

岡山県知事 石井正弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤングタウン

所在地 岡山市駅元町一番街地下二号

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社岡山ステーションセンター

住所 岡山市駅元町一番一一〇一号

3 变更事項
(変更前)大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社カタヤマ他十二社
(変更後)

大規模小売店舗において小売業を行う者 株式会社カタヤマ他十二社(株式会社シゼンヌ、ダイアナ株式会社、トリント・インター・ショナル・ジャパン株式会社、株式会社服部時計店、株式会社光商店、株式会社ワールドストアパートナーズを削除し、株式会社ソニープラザ、株式会社サンエー・インター・ショナル、株式会社ユナイテッドアローズ、有限会社松成を追加するものである。)

4 变更年月日

平成十七年九月十五日

二 届出年月日

平成十七年十月十四日

三 縦覧の期間及び場所

平成十七年十月二十一日から平成十八年二月二十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市役所経済局商工観光部地域産業課

(六三) 國土調査法(昭和二十六年法律第二百八十九号)第十九条第二項の規定により、次とおり國土調査の成果を認証した。

平成十七年十月二十一日

岡山県知事 石井正弘

調査を行った期間	た調査を行った地	調査を行った区域	調査を行った者
平成十五年五月	御津町	高梁市	御津町
平成十六年三月	御津籍簿及び御津町籍簿	高梁市	高梁市籍簿及び
平成十七年四月	伊一大字の矢原の大字の一部	御津町	御津町
平成十七年九月	伊一大字の矢原の大字の一部	御津町	御津町
平成十七年十月十七日	伊一大字の矢原の大字の一部	御津町	御津町

(六三) 測量法(昭和二十四年法律第二百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、広島防衛施設局長から次のとおり公測量を終了した旨の通知があつた。

平成十七年十月二十一日

岡山県知事 石井正弘

測量区域	測量の目的	終了年月日
岡山県勝田郡奈義町	公共測量(施設測量)	平成十七年九月三十日